

平成25年(ワ)第1992号

平成26年(ワ)第422号

平成27年(ワ)第517号

福島第一原子力発電所事故による損害賠償請求事件

原告 [REDACTED] 外90名

被告 国、東京電力株式会社

準備書面23

(IAEA報告書に関する求釈明)

平成28年3月24日

神戸地方裁判所第2民事部合議係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 古殿宣敬

同 辰巳裕規

同 曾我智史

同 安保晶之



第1. IAEA報告書の公表

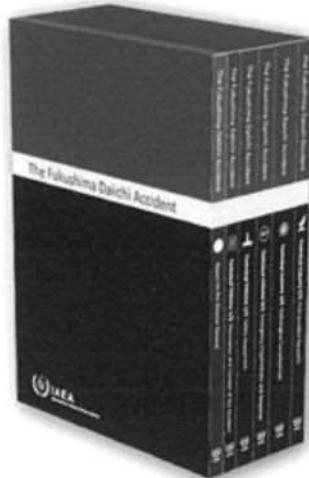
1. 平成27年8月31日、国際原子力機関（IAEA）は、「福島第一原子力発電所事故事務局長報告書」と付属文書である5巻の「技術文書」を公表した（以下、これらをまとめて「本報告書」という）。

同報告書（英文）はIAEAのホームページに掲載されている。



The Fukushima Daiichi Accident

Report by the Director General
and Technical Volumes



(<https://www.iaea.org/newscenter/news/iaea-releases-director-generals-report-on-fukushima-daiichi-accident>)。

2. すでに当時各種報道でも大きく取り上げられたとおり、本報告書は、福島第一原発事故の原因について、原発は安全との思い込みが東京電力をはじめ、日本に広がっていたことが主因と分析し、規制当局も思い込みに疑問を挟まず「結果として過酷事故の対策が不十分だった」として、国及び東京電力の責任を厳しく断罪したとのことである。さらに、津波の想定に関し、日本政府や規制当局は巨大津波が福島第一原発を襲う危険を認識していたにもかかわらず効果的な対策を怠ったことを明確に指摘した。特に国や東電の責任関連では技術文書第2分冊において詳述されている。本報告書は、訴訟において国や東京電力の法的責任を吟味する上で証拠として重要な価値があることは勿論のこと、二度と悲惨な事故を招来しないための教訓となるものであり、被告国や被告東京電力においては直ちに翻訳の上で広く研究・分析・教訓の共有化がなされるべきものである。

3. この報告書は、平成27年9月14日よりウィーンで開催されたIAEAの年次総会に提出された。例えば日経新聞電子版2015年9月15日は下記のように報じている。

IAEA総会で福島事故最終報告

2015/9/15 1:41

【ウィーン=共同】国際原子力機関（IAEA）の年次総会が14日、ウィーンで始まった。日程は5日間。IAEAは、2011年3月の東京電力福島第1原発事故を総括する最終報告書を提出、日本からは原子力委員会の岡芳明委員長が政府代表として出席。

最終報告書は福島第1原発事故の原因や被害の分析のほか、世界の原発の安全強化に向けた提言などを記載。IAEAは17日に総会とは別に報告書の説明会を開き、各国政府代表団などが議論、同事故の国際的な検証は大きな節目を迎える。

報告書は200ページ余りの要約版と計千ページを超える5部の詳細な技術報告書から成る。当時、日本で広がっていた「原発は安全」との思い込みが事故の主因と分析。東電や日本の規制当局が巨大な津波の発生の危険を認識していたにもかかわらず、実効性ある対策を取らなかったと批判している。

IAEAは事故を受け、11年9月に承認した原発安全強化への「行動計画」の実施状況に関する最後の年次報告書も総会に提出。フローリー事務次長は「(停電時に使う)ディーゼル発電機の浸水対策などの安全強化策が取られ、安全文化に対する理解が深まった」と成果を強調している。

総会では北朝鮮の核問題や、アラブ諸国によるイスラエルへの核拡散

防止条約（NPT）加盟などの要求も議論される

http://www.nikkei.com/article/DGXLASGM14HBD_U5A910C1FF8000/

4. なお、このIAEA報告書の内容について、広く社会一般に対して失敗原因の解明および防止に関する事業を行い、社会一般に寄与することを目的とするNPO法人「失敗学会」（本部：東京都文京区・設立者は政府の東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会委員長であった畠村洋太郎氏）が、平成28年3月8日に公表した「福島原発における津波対策研究会・最終報告書」

<http://www.shippai.org/images/html/news881/Report160308.pdf>

では下記のとおり言及されている（8頁）。

1.5 IAEA 報告書の結論

2015年に、福島事故に関するIAEAの報告書[25]が公開されたので、津波の箇所（第2分冊）だけ、下記に要約を示す。

- ①福島第一原発の建設時の津波予測は、過去に起きた津波をベースとする、という思想に基づき、1960年のチリ地震（M9.5）の約3mであった。
- ②その後、見直されたが、2002年に5.7m、2009年に6.1mになっただけである。
- ③その後、東電は2008-2009年に津波予測の試計算を実施し、文部科学省・地震調査研究推進本部の見解を基に、サイト南側で15.7mと予測した。
- ④更に、貞観津波に関する佐竹論文を基に、サイト南側で10mと予測した。津波の遡上を入れれば、これより上がるはずであった。
- ⑤過去に起きた地震・津波のみをベースにする日本の2006年までの評価方式は国際基準[26]に違反していた。

⑥過去最大の地震を考えるのが国際慣行だった。太平洋では、チリ地震（1960 年、M9.5）と、アラスカ地震（1964 年、M9.2）とがあったのだから、この程度の巨大地震を想定すべきであった。

⑦過去が不確かな以上、安全側の立場に立って、上記③～⑥のいずれかがなされれば、2011 年の津波高さは予測できたはずである。

⑧規制当局も強く指導すべきであった。

結論において「東電は 15m の津波が来る可能性を認識しており、その対策をしなかった」と述べており、この見解を、日本を含め世界 40 カ国専門家が認定したことになる。

なお、上記⑥（過去最大の M9 級地震を想定するのが国際慣行であった）に関して、IAEA 報告書は証拠文書を挙げていないので、以下に筆者が補記する。

米国政府機関 NOAA（海洋大気局）は 2006 年に、M9.3 の地震による津波が太平洋岸 18 ヶ所で起きると想定し、NOAA が置かれた真珠湾での津波高さを予測している。そして、震源として日本の南海トラフと日本海溝も図示している（図 1-8）[26]。

第 2. 求釈明

1. ところで本報告書については、事務局長報告書 (<http://www-pub.iaea.org/MTCD/Publications/PDF/SupplementaryMaterials/P1710/Languages/Japanese.pdf>) のみ日本語訳版の公表がなされているが、本文についての翻訳は見当たらない。
2. しかし、本報告書は国際機関が事故原因を分析した貴重な資料であり、しかも被告らの責任への言及もなされている。本件原発事故の収束も被害者救済も事故原因の解明も不十分なままで、被告らは早くも原発の再稼働に躍起である。国民に安全を喧伝している以上は（なお、本件事故前も被告らは国民に安全を

喧伝していた)、本件原発事故の教訓はしっかりと学び、共有化がなされているはずであり、本報告書についても翻訳の上で精査を終えているはずである。

そこで被告らに対し、本報告書に関連して以下の事項について釈明を求める。本報告書は本訴訟においても証拠とされるべきであるが、原子力発電所に関連する事故についての大部の専門的報告書であり、原告ら被災者においてこれを翻訳することは極めて困難であり、被告らにおいて日本語訳が提出されるべき書証であるからである(更には国民への情報提供という意味からも本訴訟に関わらず、積極的に翻訳の上で公表がなされるべき資料でもある)。

- (1. IAEAが公表した本報告書の存在は御存知ですか。
2. 本報告書は読了されましたか。
3. 本報告書の日本語訳はなされましたか。あるいは、日本語訳版を保有されておりますか。
4. 日本語訳が未了の場合は本報告書の翻訳作業着手の有無・翻訳完了時期を明らかにして下さい。
5. 翻訳をするつもりがない場合は、その理由を明らかにしてください。

(なお、被告国については、訟務部門における訴訟対応上に限らず、原子力行政全般に関わる国全体における取り扱いを回答されたい)。

以上